

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費負担について（概略）

		患者区分	4月30日までに生じた医療費（A）		5月1日～5月31日までに生じた医療費（B）		6月1日～9月30日までに生じた医療費（C）			
			公費番号取得方法	公費負担内容	公費番号取得方法	公費負担内容	公費番号取得方法	公費負担内容		
入院医療費	治療	4月30日までに入院した患者	現行の取扱 医療機関等が管轄保健所に公費負担申請を行い、各保健所において発行される ①公費負担番号（保健所ごと） ②受給者番号（患者ごと）を使用する。	現行の取扱 （全額公費負担）	医療機関等が管轄保健所に公費負担申請を行い、各保健所において発行される ①公費負担番号（各保健所ごと） ②受給者番号（共通9999996）を使用する。	現行の取扱 （全額公費負担）	医療機関において、県内共通番号を使用。 【入院公費】 ①公費負担番号（共通28460707） ②受給者番号（共通9999996） 保健所への申請等は不要。	・特定の治療薬に係る薬剤費は全額公費【治療薬公費】 ・高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額。【入院公費】 （自己負担限度額が2万円に満たない場合はその額） 食事代等は自己負担となる。		
		5月7日までに入院した患者	対角線						医療機関において、県内共通番号を使用。 【入院公費】 ①公費負担番号（共通28460707） ②受給者番号（共通9999996） 保健所への申請等は不要。	・特定の治療薬に係る薬剤費は全額公費【治療薬公費】 ・高額療養費制度の自己負担限度額から、原則2万円を減額。【入院公費】 （自己負担限度額が2万円に満たない場合はその額） 食事代等は自己負担となる。
		5月8日以降に入院した患者								

※他疾患により入院中の患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は「入院した患者」を「診断された患者」と読み替える。

		5月7日までに生じた医療費		5月8日から9月30日までに生じた医療費	
		公費番号取得方法	公費負担内容	公費番号取得方法	公費負担内容
外来医療費	治療	<p>現行の取扱 医療機関において、県内共通番号を使用。</p> <p>【治療薬公費】 ①公費負担番号 (共通28460608) ②受給者番号 (共通9999996) 保健所への申請等は不要。</p>	<p>現行の取扱 (公費負担) 陽性診断後に行われた新型コロナウイルス感染症の治療に係る医療費</p>	<p>医療機関において、県内共通番号を使用。</p> <p>【治療薬公費】 ①公費負担番号 (共通28460806) ②受給者番号 (共通9999996) 保健所への申請等は不要。</p>	<p>特定の治療薬に係る薬剤費のみ全額公費</p>

		5月7日までに生じた医療費		5月8日以降に生じた医療費	
		公費番号取得方法	公費負担内容	公費番号取得方法	公費負担内容
	<p>行政検査 (保険診療分)</p>	<p>現行の取扱 【県管轄保健所の医療機関】 県と直接契約又は医師会へ届出を行った医療機関において、以下の番号を使用。 ①公費負担番号 (共通28460509) ②受給者番号 (共通9999996) 保健所への申請等は不要。</p> <p>【鹿児島市保健所の医療機関】 鹿児島市と直接契約又は医師会へ届出を行った医療機関において、以下の番号を使用。 ①公費負担番号 (共通28461507) ②受給者番号 (共通9999996) 保健所への申請等は不要。</p>	<p>現行の取扱 (公費負担) 検査料と検査判断料のみ</p>		<p>原則廃止 (本人負担)</p>